

新潟市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月18日

新潟市長 篠田 昭

新潟市規則第13号

新潟市公印規則の一部を改正する規則

新潟市公印規則（昭和40年新潟市規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表（1）の表新潟市福祉事務所長印の項を次のように改める。

新潟市福祉 事務所長印	正方形 18	て ん 書	新潟市福祉 事務所長名 をもつてす る公文書用	各区の健 康福祉課 長並びに 東区、中 央区及び 西区の保 護課長	各 1	各区の 健康福 祉課並 びに東 区、中 央区及 び西区 の保護 課	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 新潟市 ○福祉事 務所長印 </div> ○印は、北、 東、中央、江 南、秋葉、南 、西及び西蒲 の別
----------------	-----------	-------------	----------------------------------	---	--------	---	--

別表（1）の表に次のように加える。

新潟市行政 不服審査会 長印	正方形 18	て ん 書	新潟市行政 不服審査会 長名をもつ てする公文 書用	総務部行 政経営課 長	1	総務部 行政経 営課	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 新潟市 行政不服 審査会長印 </div>
----------------------	-----------	-------------	--	-------------------	---	------------------	---

別表（2）の表中

新潟市福祉 事務所長印	正方形 18	て ん 書	各区の福祉 事務所長名 をもつてす る公文書用 に係る電子 印用	福祉部福 祉総務課 長	各 1	各区の 健康福 祉課並 びに東 区、中 央区及 び西区 の保護 課	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 新 潟 市 ○ 福 祉 事 務 所 長 印 </div> <p>○印は、北、東、中央、江南、秋葉、南、西及び西蒲の別</p>
----------------	-----------	-------------	---	-------------------	--------	---	--

」

を

「

新潟市福祉 事務所長印	正方形 18	て ん 書	各区の福祉 事務所長名 をもつてす る公文書に 係る電子印 用	福祉部福 祉総務課 長	各 1	各区の 健康福 祉課並 びに東 区、中 央区及 び西区 の保護 課	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 新 潟 市 ○ 福 祉 事 務 所 長 印 </div> <p>○印は、北、東、中央、江南、秋葉、南、西及び西蒲の別</p>
----------------	-----------	-------------	--	-------------------	--------	---	--

」

に改め、「危険物規制事務に関する公文書」の次に「並びに救急搬送証明書」を加え、「及び救急搬送証明書」を削る。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。